

労災保険の特別加入制度

労災保険とは？

労災保険とは、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気にかかったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働者を一人でも雇用していれば、強制的に成立する保険です（農林水産の事業の一部を除く）。

特別加入制度とは？

労災保険は、本来、被災労働者や遺族に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には、特別に任意加入が認められます。これが、特別加入制度です。

どんな時につかえるの？

業務災害又は通勤災害を被った場合のうち、一定要件を満たすときに労災保険から給付が行われます。

（ご注意）

同一の中小事業主が2つ以上の事業の事業主となっている場合、1つの事業の中小事業主として特別加入の承認を受けていても、他の事業の業務により被災した場合は、保険給付を受けることができません。

業務災害

- ① 特別加入申請書類の「業務の内容」欄に記載された労働者の所定労働時間（休憩時間を含む）内に、特別加入申請した事業のためにする行為及びこれに直接附帯する行為を行う場合（事業主の立場で行う業務を除く。労働者に準じた業務に限る）
- ② 労働者の時間外労働又は休日労働に応じて就業する場合
- ③ ①又は②に前後して行われる業務（準備・後始末行為を含む）を中小事業主等のみで行う場合
- ④ 事業の運営に直接必要な業務（事業主の立場で行う業務を除く）のために出張する場合

通勤災害

一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

労災給付の種類は？

療養（補償）給付

休業（補償）給付

障害（補償）給付

傷病（補償）年金

遺族（補償）給付

葬祭料、葬祭給付

介護（補償）給付

（ご注意）

休業（補償）給付については、所得喪失の有無に関わらず、療養のため補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業について、全部労働不能であることが必要です。全部労働不能とは、入院中又は自宅就床加療中若しくは通院加療中であって、補償の対象とされている範囲（業務遂行性が認められる範囲）の業務又は作業ができない状態をいいます。

必要な費用は？

- 保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）に、それぞれの事業に定められた保険料率を乗じた金額を、特別加入分の保険料として納付する必要があります。
例えば、給付基礎日額が1万円で承認された飲食店の経営者様の場合、年間保険料は、 $365万円 \times 3/1000$ （平成30年度の保険料率）＝10,950円となります。
- 上記の他、労働保険事務の委託に伴う手数料が生じます。

特別加入の手続きは？

加入要件

次の①及び②の要件を満たし、大阪労働局長の承認を受けることが必要です。

- ①雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

手続き

労働保険事務組合を通じて必要書類を提出していただくことになります。

参考事項

「労働保険」：労災保険と雇用保険とを総称した言葉です。

「労働保険事務組合」：事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた団体です。

「給付基礎日額」：労災保険給付額を算定する基礎となるものです。例えば、給付基礎日額が1万円で承認された場合、休業（補償）給付は1日あたり8千円になります。

詳細は、最寄りの労働基準監督署又は下記へお問い合わせください。

【お問合せ先】



厚生労働省 大阪労働局 総務部労働保険適用・事務組合課
事務組合第3係 TEL:06-4790-6346